

賛助会員に関する規程（平成 29 年 6 月 12 日規程 I 類第 30 号）

賛助会員に関する規程

（平成 29 年 6 月 12 日規程 I 類第 30 号）

（目的）

第1条 この規程は、定款第 44 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人原子力安全技術センター（以下「センター」という。）の賛助会員の入会、退会及び会費の納入に関し必要な事項を定める。

（賛助会員）

第2条 法人、団体及び個人で、センターの活動を賛助する者を会長の承認を得て賛助会員とする。

（理事会への報告）

第3条 会長は、新たに前条の会員（以下「会員」という。）となった者について、法人名、団体名及び個人名を理事会に報告するものとする。

（入会手続）

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書をセンターに提出するものとする。

（会費）

第5条 会員は、年会費（以下「会費」という。）を毎年度納入するものとする。

2 会費は、法人、団体は原則として 2 口以上、個人会員は 1 口以上とする。

法人、団体会員 1 口 20,000 円

個人会員 1 口 5,000 円

3 会費は、4 月から翌年 3 月までの 1 か年分とする。ただし、入会が年度途中の場合は、月割りとする。この場合、1 か月未満の期間は切り捨て、月数按分した会費の百円未満を切り捨てる。

（会員の特典）

第6条 会員は、センターが指定する講習会及びセミナー等へ無料参加することができる。口数に係わらず法人、団体会員年間 2 名以内、個人会員年間 1 名以内とする。

（会費の使途）

第7条 会費は、公益目的事業及び法人会計に使用する。

賛助会員に関する規程（平成 29 年 6 月 12 日規程 I 類第 30 号）

(除名)

第 8 条 会員が違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認められるときは、理事会の決議により除名することができる。

(退会)

第 9 条 会員はいつでも退会通知をセンターに提出することにより、退会することができる。

2 会員が正当な理由がなく会費を 3 年分以上滞納したときは、退会したものとみなす。

3 前 1 項の場合、既納の会費は、正当な理由がない場合、これを返還しない。

(事務局)

第 10 条 会員に関する事務の総括は、企画総務部が行う。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 12 日より施行する。